

別記第 6 号様式の 3

後税公示第 5 号

公 示 送 達 書

次の表に掲げる者に対し送達すべき書類を、当庁（税務課）において保管していますので、申出があればいつでも交付します。

令和 8 年(2026 年) 6 月 2 日

北海道後志総合振興局長 瀧川 雅晴

印

送達を受けるべき者の 氏 名 (名称)	送達すべき書類を特定するために必要な情報
ルーフトップ・アールイー・ジ ャパン・ピーティーイー・エル ティーディー	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書
サンモリッツ・キャピタル・リ ミテッド	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書
スイートピー・ピーティーワイ ・エルティーディー	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書
ニセコ・エムエムエム・ベンチ ャー・リミテッド	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書
セバスティアノー・ジェイアー ル・ジェームズ・ジョセフ	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書
オロ・グループ・リミテッド	北海道税条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる税目に係 る北海道税条例施行規則第 26 条第 1 項第 3 号に掲げ る文書

注意 この公示を開始した日から起算して 7 日を経過したときは、地方税法第 20 条の  
2 第 3 項の規定により、書類の送達があったものとみなされます。